

平成28年3月29日

学長裁定

改正 令和3年12月22日学長裁定

長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則における留意事項（教育・研究）

長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則（平成28年規則第19号。以下「規則」という。）第7条第2項及び第8条第3項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（規則第7条関係）

規則第4条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- (1) 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- (2) 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- (3) 障害があることを理由に授業受講を拒否すること。
- (4) 障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- (5) 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- (6) 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- (7) 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- (8) 本学が主催する行事等において、申し出があったにもかかわらず、正当な理由なく障害者が参加しやすいように手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク等の情報保障や環境調整を行うことを拒否すること。
- (9) 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク等の情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- (10) 本学の業務遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来学の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付すこと。
- (11) 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- (12) 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- (13) 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- (14) 合理的配慮の検討や実施に適切に応じないこと。

第2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例（規則第8条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に

対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規則第4条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないこと及び障害の影響による障壁等があることを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

1 物理的環境への配慮の具体例

- (1) 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- (2) 教室等の既存の椅子や机を撤去し、車椅子用のスペースを確保すること。
- (3) イベント開催時に、車椅子利用者のために駐車スペースを入り口近くに準備すること。
- (4) イベント開催時に、車椅子利用者を誘導、移動を支援すること。
- (5) イベント開催時に、車椅子利用者のためのスペースを確保すること。
- (6) 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- (7) 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- (8) 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- (9) 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- (10) 障害の特性上、座席の確保が困難な場合、「優先席」等を設けて座席が確保できるようにすること。
- (11) 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- (12) 障害のある者を目的の場所に案内する場合には、歩行速度を合わせ、かつ、距離の取り方などの希望を聞くこと。
- (13) 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- (14) 聴覚過敏の者のために教室等の机・椅子等の脚に緩衝剤を付けて雑音を軽減すること。
- (15) 視覚情報の処理が困難な者のために掲示物等の掲示場所や情報量を考慮すること。
- (16) 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害のある者に対し、災害時に教職員

が直接災害を知らせたり、緊急情報・学内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。

- (17) ユニバーサルデザイン (UD) の概念に基づいて、物理的環境を考慮すること。

2 意思疎通や情報に関する配慮の具体例

- (1) 授業や実習、研修、行事等の様々な機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等により情報保障を行うこと。
- (2) ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- (3) 言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害のある者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすること等により意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- (4) 聞き取りや聴覚情報処理に困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- (5) シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- (6) 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- (7) 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- (8) 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- (9) 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- (10) 口頭だけでは指示等が伝わりにくい場合に、指示等を書面で伝えること。
- (11) 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- (12) 入学試験や定期試験、又は授業関係の注意事項や指示を、口頭に加えて書面で伝えるだけでなく、LACS 等ネット経由で連絡したり、繰り返し伝えたりすること。
- (13) 見えにくさに応じた情報（聞くことで内容が理解できる説明・資料、拡大コピー又はフォントを大きくした文字等を用いた資料等）及び聞こえにくさに応じた視覚的な情報を提供し、情報保障を行うこと。
- (14) ユニバーサルデザイン (UD) の概念に基づいて、資料等に使用する書体（フォント）や配色・体裁等を考慮すること。
- (15) 課題や試験などに関する重要な情報を提供する際には、混乱が生じないように予め伝達方法を明示すること。

3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- (1) 問い合わせやイベントの受付等は、一つの方法に限らず、電話、インターネット（電子メール・オンラインフォーム等）、FAX 等により実施すること。
- (2) 障害のある者が立って列に並んで順番を待っている場合に、本人及び周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- (3) 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、パソコンの使用および論述問題への解答等の電子媒体による提出を認めたりすること。
- (4) 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を実施すること。
- (5) 口頭または人前での発表が困難な場合、代替措置としてレポートを課したり、発表形式を工夫したりして評価すること。
- (6) 授業の履修が困難な場合、教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で履修形態を柔軟に工夫すること。
- (7) 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立入を認めること。
- (8) 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- (9) 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- (10) 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- (11) 教育実習、病院実習、乗船実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- (12) 演習を伴う授業において、事前に演習の様子を見学する機会を提供すること。
- (13) 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- (14) 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。
- (15) 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタントやアクセスサポーター等を配置すること。
- (16) ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- (17) 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めたり、事後にハンドアウトや授業の動画等を提供したりすること。
- (18) 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- (19) 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- (20) 体調が悪化したためにレポート等の提出期限に間に合わない場合、期限の延長を認

- めること。
- (21) 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
 - (22) 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
 - (23) 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認等を学生の特性に応じて個別に行うこと。
 - (24) 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
 - (25) 事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。
 - (26) 円滑な学習や授業の運営を促進するため、当該学生等の同意の下、当該学生の特性や障害の状況について同じグループやクラスの学生と共有すること。
 - (27) 突然に指名されて対応が困難な場合、前もって指名することについて当該学生に伝えるとともに指名する順序等について、柔軟に対応すること。
 - (28) 文字の見え方、読み方、書き方等に困難のある学生等のため、授業や試験でタブレット端末等の ICT 機器の使用を許可したり、筆記に代えて口頭試験による学修評価を行ったりすること。
 - (29) 公共交通機関の利用が困難な学生に関しては、自家用車による通学を認め、構内に駐車スペースを準備し無償で提供すること。
 - (30) 体調不良による授業、実習等の欠席または早退等、当該学生が不在時に提供された資料を配布するなど、情報保障を行うこと。
 - (31) 課題の優先順位の判断や計画的な取り組みが困難な学生、あるいは教室への入室に心理的な抵抗を感じる学生に関しては、アクセスサポーター等による人的支援を提供すること。
 - (32) 修学に関する質問や相談（課題の内容や締め切り、出席状況、成績に関すること等）があった場合には、必要な情報を提供すること。
 - (33) 行動の見通しが立つよう、障害特性に応じて通常よりも詳細なガイダンスやスケジュールを示すこと。
 - (34) 発声・口話が困難な場合、パソコン入力等による意思の表明に関する工夫を認めること。